

3-2 源泉徴収義務者数

(1) 源泉徴収義務者数

区	分	本店法人	支店法人	官公庁	その他	個人	計
		件	件	件	件	件	件
給与所得	支給人員 5人未満のもの	151,338	441	635	8,263	173,467	334,144
	〃 10 〃	80,642	358	400	1,915	20,498	103,813
	〃 30 〃	58,512	966	633	2,970	5,727	68,808
	〃 100 〃	18,942	1,027	435	1,379	471	22,254
	〃 500 〃	5,213	764	599	322	62	6,960
	〃 1,000 〃	427	119	150	26	1	723
	〃 1,000人以上のもの	215	88	100	6	—	409
	計	315,289	3,763	2,952	14,881	200,226	※ 537,111
利子所得等		788	4,856	10	65	6	※ 5,725
配当所得		15,731	22	—	—	—	※ 15,753
上場株式等の譲渡所得等		193	269	—	—	—	※ 462
報酬・料金等所得	法第174条第10号及び11号該当	537	90	155	222	64	※ 1,068
	法第204条該当	284,935	2,555	761	5,333	115,761	※ 409,345
	該当 { 弁護士・税理士 公認会計士等 その他	4,621	589	1,482	2,244	811	※ 9,747
	法第203条の2及び第207条該当	224	152	9	40	—	※ 425
非居住者等所得		889	252	41	50	75	※ 1,307
	合計	623,207	12,548	5,410	22,835	316,943	※ 980,943

調査時点：平成13年6月30日

用語の説明：源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者（給与等の支払者）をいう。

(2) 給与所得の事故徴収義務者数

区	分	本店法人	支店法人	官公庁	その他	個人	計
		件	件	件	件	件	件
給与等の支払はあるが徴収して納付すべき税額のないもの		20,589	315	492	3,304	124,920	149,620
給与等の支払のないもの		25,874	5,862	—	24,562	—	56,298
他署に納付しているもの		329	1,076	85	31	565	2,086
休業及び清算中のもの		23,809	413	—	339	—	24,561
所在不明のもの		4,414	161	—	307	—	4,882
	計	75,015	7,827	577	28,543	125,485	237,447

調査時点：平成13年6月30日